



平成 22 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 三洋電機ロジスティクス株式会社
代表者名 代表取締役 社長 執行役員
浅 野 勉
(コード番号：9379)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員 財務本部長
藤 村 茂 郎
電 話 番 号 072-831-3441 (代表)

当社完全子会社化のための定款一部変更および
全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成22年10月6日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項を付すための定款一部変更および全部取得条項付普通株式（下記Ⅰの1.（1）において定義されるものをいいます。）の取得に関する議案を付議することを決議いたしました。併せて、本臨時株主総会においては、上記の議案とともに、取締役および監査役の選任議案も付議することを決議いたしました。

また、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）において、全部取得条項を付すための定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ 当社完全子会社化のための定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

（1）変更の理由

（i）株式会社L Sホールディングス（㈱ロングリーチグループがアドバイスをを行う複数の投資ファンドの傘下にある投資主体が発行済株式総数の95%（平成22年8月31日現在。普通株式議決権ベース。）を所有し、当社の株式を取得および所有することを主たる目的として設立された株式会社。以下、「L Sホールディングス」といいます。）は、平成22年5月26日から同年7月15日まで当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行い、平成22年7月30日の決済日をもって当社普通株式10,191,150株を取得し、当社普通株式10,191,250株を保有するに至っております。また、その総株主の議決権の数に対する議決権の所有割合は99.5%となります。（当該所有割合は、平成22年3月31日現在の総株主の議決権数102,393個を基準に算出しております。）

L Sホールディングスは、本公開買付けに係る公開買付届出書および平成22年5月25日付プレスリリースにおいて表明しているとおり、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断の遂行が可能な簡素化された株主構成の下で事業提携・M&A等も積極的に活用した事業戦略の再構築を実行することにより、独立した3PL物流企業としての当社の長期的な成長および発展、それによる企業価値の向上を達成することを目的に、当社の完全子会社化を企図し、本公開買付けを実施いたしました。

他方、当社におきましても、平成22年5月25日付当社プレスリリース「株式会社L Sホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」および平成22年5月26日付意見表明報告書でお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの実施につき、慎重に協議、検討を重ねた結果、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであり、かつ、当社株主に対し、合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであるとの判断に至り、平成22年5月25日開催の取締役会において決議に参加した取締役6

名の全員一致で本公開買付けに賛同することおよび当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。当社といたしましては、中長期的な競争力の強化に必要な事業戦略、即ち、意思決定の迅速化も含めた自主独立経営体質の更なる強化、コスト競争力の強化、他社との差別化、新規顧客開発力の強化を企図し、新たなネットワークおよび物流ノウハウの獲得、家電物流が中心となっている事業戦略の再構築に基づく事業提携・M&A等をロングリーチグループと共有し、ロングリーチグループの提供する戦略支援を活用することが、当社の中長期的な企業価値の向上の実現のために最善であると判断しております。

以上の点を踏まえ、当社は本臨時株主総会および本種類株主総会において株主の皆様から必要なご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法（以下、「本完全子会社化手続」と総称し、それぞれを「本完全子会社化手続①」、「本完全子会社化手続②」および「本完全子会社化手続③」といいます。）により、L Sホールディングスの完全子会社になることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式（以下、「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいい、以下、「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、上記①によるA種種類株式を49,000分の1株の割合をもって交付する旨を定めるものといたします。
- ③ 当社は、会社法第171条第1項ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の株主（但し、当社を除きます。以下、「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主に対して、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を49,000分の1株の割合をもって交付いたします。この際、L Sホールディングス以外の各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

会社法第171条第1項ならびに上記本完全子会社化手続①および②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、上記の通り、L Sホールディングス以外の各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

かかる株主に対して割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、会社法第234条の定める手続きに従い、必要となる裁判所の許可を得た上で、その端数の合計数に相当するA種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。但し、上記売却にあたって、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をL Sホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主（L Sホールディングスを除きます。）が保有する全部取得条項付普通株式数に1,750円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主（L Sホールディングスを除きます。）に交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第108条第1項第7号、第111条第2項、第171条第1項）、本完全子会社化手続①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である本完全子会社化手続②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社定款に種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式を設けることとしております。

「種類株式発行に係る定款一部変更の件」は、本完全子会社化手続①として、当社が種類株式発行会社となるために、当社定款にA種種類株式を発行する旨の規定を設けるほか、A種種類株式の単元株式数および種類株主総会の規律に関し、所要の定款変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、当該定款変更は、本臨時株主総会において「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る議案が承認可決された時点から効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>4,120万株</u>とする。 (新設)	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>41,200,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は41,199,750株、第5条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は250株とする。</u> <u>第5条の2（A種種類株式）</u> <u>当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式49,000株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u>
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。 (新設)	第7条（単元株式数） 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u> <u>第17条の2（種類株主総会）</u> <u>第14条（招集権者および議長）、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）、および第17条（議決権の代理行使）の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2.第16条（決議の方法）第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3.第16条（決議の方法）第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「全部取得条項を付すための定款一部変更の件」は、上記1.（1）に記載のとおり、当社がLSホールディングスの完全子会社になるために、本完全子会社化手続②として、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定め、および当社が株主総会の決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を49,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものです。

また、「全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る定款変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、株主総会の決議のほか、種類株主総会の決議も必要となるため、これと同内容の議案を本種類株主総会にも付議することといたします。

「全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会で、また、これと同内容の議案が本種類株主総会で、それぞれ原案どおり承認可決され、本完全子会社化手続②の定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付普通株式となります。

なお、後記Ⅱに記載の「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、上記変更後の定款の定めに従って、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（本完全子会社化手続③）、当該取得と引換えに各全部取得条項付普通株主に割り当てられる A 種類株式の数は、L S ホールディングスへの割当てを除き、1 株未満の端数となる予定です。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。かかる変更は「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、当該定款変更は、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」それぞれに係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、ならびに本種類株主総会において「全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 22 年 11 月 11 日をもってその効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

「種類株式発行に係る定款一部変更の件」 による変更後の定款	追加変更案
（新設）	<u>第 5 条の 3（全部取得条項）</u> 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によって、その全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、<u>普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種類株式を 49,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u>

Ⅱ 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得の理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記Ⅰの 1.（1）に記載のとおり、当社が L S ホールディングスの完全子会社になるために、本完全子会社化手続③として、会社法第 171 条第 1 項ならびに「種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「全部取得条項を付すための定款一部変更の件」による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、A 種類株式を交付するものであります。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、全部取得条項付普通株主に対して取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種類株式が 49,000 分の 1 株の割合をもって交付されることとなりますが、その結果、L S ホールディングスを除く各全部取得条項付普通株主に対して取得対価として交付される A 種類株式の数は、1 株未満となる予定です。このように割り当てられる A 種類株式の数が 1 株未満の端数となる全部取得条項付普通株主にしましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。即ち、全部取得条項付普通株主に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種類株式を、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得た上で、L S ホールディングスに対して売却し、その売却代金をその端数に応じて当該全部取得条項付普通株主に交付いたします。この場合の A 種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主（L S ホールディングスを除きます。）が保有する全部取得条項付普通株式数に 1,750 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主（L S ホールディングスを除きます。）に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

当社は、会社法第171条第1項ならびに「種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「全部取得条項を付するための定款一部変更の件」による変更後の定款の規定に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を49,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成22年11月11日といたします。

(3) その他

本議案に定める全部取得条項付普通株式の取得は、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「全部取得条項を付するための定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会に一任願するものといたします。

III 上場廃止

本臨時株主総会において、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、「全部取得条項を付するための定款一部変更の件」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、また、本種類株主総会において「全部取得条項を付するための定款一部変更の件」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成22年10月6日から同年11月6日まで整理銘柄に指定された後、同月7日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

IV 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会に係る基準日設定公告	平成22年8月6日（金）
臨時株主総会および普通株主による種類株主総会に係る基準日	平成22年8月23日（月）
臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成22年8月31日（火）
臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の開催	平成22年10月6日（水）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成22年10月6日（水）
当社普通株式の大阪証券取引所における整理銘柄への指定	平成22年10月6日（水）
全部取得条項を付するための定款一部変更に係る公告	平成22年10月7日（木）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成22年10月7日（木）
当社普通株式の大阪証券取引所における売買最終日	平成22年11月5日（金）
当社普通株式の大阪証券取引所における上場廃止日	平成22年11月7日（日）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付に係る基準日	平成22年11月10日（水）
全部取得条項を付するための定款一部変更の効力発生日	平成22年11月11日（木）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成22年11月11日（木）

V 役員の異動（平成22年10月6日予定）

当社においては、当社の親会社となったL Sホールディングス（ロングリーチグループ）と当社の経営体制の一体化および透明性の強化、ならびに戦略的パートナーであるロングリーチグループとの間で策定された中長期的な戦略に基づく同グループの支援を受けて当社が安定的かつ持続的な成長を目指すことを目的として、本臨時株主総会での選任決議を経た上で、同総会の終結の時をもって以下のとおり役員の異動を予定しております。

1. 新任社外取締役候補

- 吉沢 正道 （現 ㈱ロングリーチグループ 代表取締役兼パートナー、㈱L Sホールディングス 代表取締役社長、
㈱サイバードホールディングス 社外取締役）
- 杉本 友哉 （現 ㈱ロングリーチグループ パートナー、㈱サイバードホールディングス 社外取締役）
- 澤田 宏之 （現 ㈱グロービス 社外取締役、ブーズ・アンド・カンパニー㈱ 代表取締役、㈱日経サイエンス社外取締役、
米国ブーズ・アンド・カンパニー本社 取締役、㈱ユニバーサル・エンターテイメント 社外取締役、
㈱リヴァンプ 社外取締役、学校法人グロービス経営大学院 理事）
- 井上 昌治 （現 ㈱ロングリーチグループ 社外取締役、㈱ザッパラス 社外監査役、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル、
K L a b ㈱ 社外監査役）

2. 新任社外監査役候補

- 田島 照久 （現 ㈱ロングリーチグループ 監査役、㈱サイバードホールディングス 社外監査役、田島公認会計士事務所）
- 中井 弘亮 （現 ㈱ロングリーチグループ ディレクター）

3. 退任予定取締役

- 小林 正夫 （現 取締役 専務執行役員 国際営業本部長）
- 松田 芳昭 （現 社外取締役）
- （注）退任後の地位および担当の予定
- 小林 正夫 （特別顧問）

4. 退任予定監査役

- 井上 晴孝 （現 社外監査役）
- 富永 良太 （現 社外監査役）

以上